

平成 29 年 6 月 29 日

株 主 各 位

仙台市青葉区中央三丁目 3 番 20 号

株式会社 **七十七銀行**

取締役頭取 氏 家 照 彦

第133回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当行第133回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

なお、「七十七銀行ミニディスクロージャー誌（平成29年3月期 営業のご報告）」を同封いたしましたのでご査収ください。 敬 具

記

報告事項

1. 第133期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
 2. 第133期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき4円50銭と決定いたしました。

第2号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、平成29年10月1日を効力発生日として、当行株式5株を1株の割合で併合することと決定いたしました。

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、概略、以下のとおり変更することと決定いたしました。

1. コーポレートガバナンスの更なる充実を通じて企業価値の向上に取り組むことを目的として「監査等委員会設置会社」へ移行するため、関連する定めの追加・削除等を行います。
2. 業務執行を行わない取締役との間での責任限定契約の締結を可能とするため、責任限定契約に関連する定めの変更を行います。
3. 上記条文の新設および削除に伴う条数の変更など、所要の変更を行います。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）14名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、鎌田宏、氏家照彦、小林英文、五十嵐信、高橋猛、津田政克、菅田敏三、菅原亨、鈴木広一、志藤敦、小野寺芳一、杉田正博、中村健の13氏が再選され、新たに菊地健二氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、杉田正博、中村健の両氏は、社外取締役であります。

第5号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、新たに永山勝教、中村修治、鈴木敏夫、山浦正井、若生正博の5氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、鈴木敏夫、山浦正井、若生正博の3氏は、社外取締役であります。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、新たに石井裕介氏が選任されました。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額設定の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額について、定時定額報酬である「基本報酬」として年額2億7千万円（うち社外取締役は1千5百万円）、当期純利益の水準に連動して支給する「業績連動報酬」として年額9千万円とすることと決定いたしました。

なお、社外取締役の報酬体系は「基本報酬」のみとなります。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額設定の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役の報酬限度額について、定時定額報酬である「基本報酬」として年額8千万円とすることと決定いたしました。

なお、監査等委員である取締役の報酬体系は「基本報酬」のみとなります。

第9号議案 業務執行取締役に対する「業績連動型株式報酬」の額および内容決定の件

本件は、原案どおり承認可決され、「株式報酬型ストックオプション」に代わる新たな株式報酬制度として、業務執行取締役および執行役員を対象に、業績達成度等に応じて当行株式の交付を行う「業績連動型株式報酬」を導入することとし、その額および内容について決定いたしました。

以 上

○ 期末配当金のお支払いについて

銀行口座振込をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を、ご指定のない方には「期末配当金領収証」および「配当金計算書」を同封いたしましたので、それぞれご確認願います。

また、期末配当金領収証でお受け取りの方は、支払期間内（平成29年6月30日から平成29年7月31日まで）に最寄りのゆうちょ銀行または郵便局でお受け取りください。

以 上

株式併合に伴う当行株式のお取り扱いについて

当行は、本定時株主総会において、平成29年10月1日をもって普通株式5株を1株に併合することおよび単元株式数を1,000株から100株に変更することについてご承認いただきました。

つきましては、当行株式のお取り扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、この株式併合および単元株式数の変更に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

1. 株式併合後のご所有株式および議決権

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

なお、株式併合の前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当行株式の資産価値に影響が生じることはありません。

効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または下記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

2. 1株未満の端数が生じる場合の処分代金のお支払

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合は、すべての端数株式を当行が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金は平成29年12月頃にお送りすることを予定しております。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更等に関してご不明な点がございましたら、下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

記

当行の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）

日本証券代行株式会社 代理人部

〒168-8620 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話：0120-707-843（フリーダイヤル）

受付時間：平日9時～17時（土曜、日曜、祝日は除く）

以上